

山陽小野田市民病院院内保育所運營業務委託仕様書

令和6年8月1日

運營業務委託について

1. 設置場所及び名称

- (1) 設置場所：山口県山陽小野田市大字東高泊1863番地1地内
山陽小野田市民病院（以下「市民病院」という。）敷地内
- (2) 名称：あさひ保育園
- (3) 開設者：山陽小野田市長 藤田剛二
- (4) 管理者：山陽小野田市病院事業管理者 矢賀健
- (5) 開設日：平成27年4月1日
- (6) 保育実績：①令和5年度の月平均一般保育児童数
(小数点以下第二位四捨五入、年齢は令和5年4月1日時点)

0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児
2.6人	6.7人	0.4人	3.0人

- ②令和5年度月平均一時預かり保育日数：9日
- ③令和5年度夜間保育日数：0日（実績なし）
- ④令和6年7月1日現在の一般保育児童数（年齢は令和6年4月1日時点）

0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児
1人	8人	0人	0人

- ⑤令和6年7月1日現在の夜間保育利用児童数：0名

2. 保育内容

- (1) 入所定員：25名
- (2) 保育対象：市民病院及び市内の医療機関に勤務する医療従事者を保護者に持つ、0歳（生後8週間以降）から5歳児（就学前）まで
- (3) 保育時間等
 - ① 一般保育：7:00～19:00
 - ② 夜間保育：19:00～翌日7:00 毎週水曜日実施（希望者がいる場合）
 - ③ 一時預かり保育：7:00～19:00
 - ④ 休所日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）。ただし、上記の休所日以外でも、利用者がいない日は休所とする。
- (4) 保育料：受託者からの保育実績の報告を基に、委託者が計算及び請求並びに徴収を行う。
- (5) 給食費及びおやつ代：受託者からの食数の報告を基に、委託者が保育料と併せて計算及び請求並びに徴収を行い、委託料とともに受託者へ支払う。
- (6) 保育料の金額
 - ① 一般保育料：月額23,140円（税込・令和6年7月1日現在）
 - ② 一時預かり保育料：日額2,310円（税込・令和6年7月1日現在）

3. 運營業務委託に関する基本的な条件等（業務負担及び経費負担一覧表を参考）

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等、関係法令を遵守すること。
 - (2) 認可外保育施設監督基準(認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙)に基づいて保育所運営を行うこと。ただし、保育士の配置数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する数以上であること。
 - (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
 - (4) 給食は受託者が用意すること。
 - (5) 運營業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。(主なもの)
 - ① 当院にて負担する費用等
 - ア 保育に関わる備品
 - イ 保育所運営上必要な光熱水費
 - ウ 施設、備品の修繕等の維持管理費用
 - ② 受託者にて負担する費用等
 - ア 職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
 - イ 保育運営上必要な電話料等の通信費
 - ウ 日常業務に必要な消耗品費
 - エ 損害保険料
 - オ 保育に関わる消耗品、教材費、保育材料及びおやつ、ミルク代
- ※ 業務負担及び経費負担については概ね次表(ア)(イ)のとおり。

(ア) 院内保育所運營業務(業務負担)

番号	内 容	委託者	受託者	保護者
1	入所案内の作成	報告	○	
2	入退所手続き、申請書受付	報告	○	
3	保育日時の計画表作成(保護者提出)		受理	○
4	保育日時の変更の届出(保護者提出)		受理	○
5	保育日誌、業務報告書の作成	報告	○	
6	保護者会及び保育行事の開催等の計画、案内		○	
7	保育料等の計算	○		
8	保育料等の徴収	○		
9	給食、おやつの提供(委託可)、乳幼児のミルク		○	負担
10	賠償責任保険への加入		○	
11	おむつ、着替え等の用意			○
12	保育材料及び生活日用品(救急用具を含む。)の用意		○	
13	保育施設に必要な遊具、備品の整備	○	協議	
14	施設設備の修繕	○	協議	
15	施設の清掃等の日常管理		○	
16	その他の事項は、契約時に協議し定める。			

(イ) 院内保育所運営業務（経費負担）

番号	内 容	委託者	受託者	保護者
1	施設及び備品の修繕等の維持管理費	○		
2	各種備品の購入	○		
3	電気、水道、下水等の諸経費	○		
4	入所児童の定期健康診断			○
5	保育職員の健康管理及び教育研修経費		○	
6	通信費（パソコン通信、電話代等）		○	
7	各種事務用品費（パソコン等通信機器含む。）		○	
8	保育材料費及び日常生活用品		○	
9	賠償責任保険料		○	

- (6) 委託契約に当たり、再委任は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について山陽小野田市病院事業管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。
- (8) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

4. 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

5. 現在の院内保育園の平面図（別添）

6. 山陽小野田市民病院院内保育所管理運営規程（別添）